

公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス食品販売事業者 募集要項

1 目 的

公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）では、キャンパス内における学生及び教職員等の福利厚生の一環としての「食のサービス」について、食品販売事業者を誘致することにより、食事内容・価格面において利用者の満足が得られる食事等を提供することを目的とします。

2 業者選定

「公立大学法人横浜市立大学土地・建物長期貸付申請書」（別紙様式）に使用の概要とこれまでの販売実績、食品衛生法に基づく許可証（写し）を、期日までに提出してください。内容を審査の上、選定します。

なお、複数の事業者を選定する場合は、出店曜日による調整を行います。

3 参加資格

応募にあたっては、次に掲げるすべての要件を満たしているものであることとします。

- (1) 募集要項に同意いただける方。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 本学又は横浜市から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (6) バリエーションのある商品の提供を目的とし、日替わりなど同一種類の商品販売にならないように出店計画を立てられること。

4 販売場所（別図（予定））

場所 本学（福浦キャンパス）構内の別図で指定した場所販売

箇所 1箇所

本学の事業により指定場所が使用できない場合は、別に指定した場所で販売を行うものとします。

5 契約期間等

令和9年1月1日から令和9年3月31日までとします。

ただし、上記期間中に両方で協議し継続が決まった場合は、令和10年3月31日までとします。

6 販売日時等

- (1) 土、日、祝日、年末年始休業（12月29日～1月3日）及びその他本学の行事に基づく期間（入試、大学祭等）を除き出店期間とします。
- (2) 学生の休業期間（休業期間中の試験期間等）、土日の本学の行事の出店及び悪天候での休止については双方協議の上、決定することとします。

- (3) 出店時間は 10 時から 15 時の間とします。この間の 11 時30分から 12 時は必ず販売を行い、他は事業者の判断で販売を短縮することができるものとします。ただし、需要が見込めないと事業者が判断した場合、又は本学及び事業者の事業により販売ができない日時がある場合は、双方の事前協議により販売を中止することができるものとします。
- (4) 販売日時に販売する食品の在庫がなくなり次第、販売時間中であっても、販売を終了することができます。その場合は、本学にあらかじめ連絡をしてください。
- (5) 販売日時の変更及び延長は、両方で協議して決めます。

7 出店形態・方法

テーブル等による販売とします。

8 賠償責任

食品販売等に起因する事故に関し、本学及び第三者への賠償に速やかに対応することとします。

9 サービス水準の確保

事業者は、大学内における食品販売であることを勘案し、学生及び教職員等に対するサービスの向上に努めることとします。

10 貸付料

出店料として販売時に占有する貸付面積により算出した金額を負担していただきます。また、振込手数料も負担していただきます。

(参考) 机 1 台を販売スペースとする場合：月額1,680円

11 光熱水費

(1) 販売に伴いコンセントを使用する場合は 100 ボルト 15 アンペア以下とし、定格消費電力により算出した金額を負担していただきます。

※使用電気機材にかかわらず、本学が請求する金額を一律に負担していただきます。
また、振込手数料も負担していただきます。

(2) 本学からの支給は電気のみとし、水道、ガスの支給はできません。

12 廃棄物

売れ残り、使用済み食品容器、ごみ等を必ず持ち帰り処分することとします。食品容器は可能な限りリサイクル品を使用してください。

13 提出書類

(1) 公立大学法人横浜市立大学土地・建物長期貸付申請書（様式）

(2) 添付書類

ア 会社概要

イ 出店・販売実績

ウ 食品衛生法に基づく許可証（写し） など

14 募集要項の公開・質問及び回答について

(1) 公開日・配布方法

公開日 : 令和8年 10 月 13 日 (火)

配布方法 : 公立大学法人横浜市立大学ホームページに掲載

※申請書・質問書などは、本学ホームページからダウンロードしてください。

(2) 質問受付期間

令和8年 10 月 13 日 (火) から 10 月 16 日 (金) 17 時まで

(3) 質問提出方法

質問は電子メールのみで受け付けます。以下要領でお送りください。

宛先 : 医学教育推進課 宛 / ikyo_keiri@yokohama-cu.ac.jp

件名 : 【質問】 福浦キャンパス食品販売事業者募集に関する質問 (●件) の送付 (社名)

※●には質問の件数を記載ください。別掲の質問書の雛形を使用して送付してください。

(4) 回答予定日

令和8年 10 月 20 日 (火) までに、本学ホームページにて公開します。再質問は認められません。

15 申請書・添付書類の提出について

応募に参加する販売事業者は、以下の日時までに 12 提出書類の書類を郵送にて提出してください。

※添付書類は、様式を問いません。

(1) 提出期限

令和8年 10 月 23 日 (金) 17 時まで

- ・提出期限とは、消印ではなく医学教育推進課へ必着とします。
なお、医学教育推進課以外の宛先や提出期限を過ぎて到着したものについては、すべて無効とします。
- ・郵送した後に差し替え又は取消をすることはできません。
- ・提出書類の日付は、令和8年 10 月 23 日 (金) としてください。
- ・必ず結果通知先となる担当者の電子メールアドレスを明記してください。
- ・提出は、郵便局の窓口から書留郵便 (一般書留又は簡易書留) で郵送してください。

(2) 郵便用封筒

- ・封筒は、外から中の書類が見えないものをご使用ください。
- ・封筒の表面には、「食品販売公募にかかる書類在中」と明記してください。また、封筒の裏面には、差出人の氏名と住所を記入してください。

(3) 宛先

〒236-0027 横浜市金沢区福浦 3-9

横浜市立大学福浦キャンパス 医学教育推進課 宛

(4) 結果通知日時・方法

日時 : 令和8年 10 月 26 日 (月) 17 時まで

連絡方法・連絡先 : 申請書の指定電子メールアドレスに返送します。

※審議の結果、結果通知が遅れる場合は、同様に指定電子メールアドレスに連絡します。

(5) 結果通知後提出書類

決定した販売事業者のみ、後日以下書類を提出いただきます。

- ・販売日程表
- ・販売員名簿

・入構車両予定表

16 契約手続等

(1) 契約条項

別掲「食品販売貸付契約書」（標準契約書）を参照してください。

(2) 契約の締結及び方法

令和8年12月31日までに、食品販売貸付契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て販売事業者の負担とします。

イ 契約者の名義は、結果通知者の名義で行います。

(3) 結果通知後、販売事業者は速やかに本学担当者と契約書の締結やスケジュールなどについて打合せを実施することとします。また、併せて14(5)結果通知後提出書類を速やかに提出することとします。

17 販売事業者の決定取消

次のいずれかに該当する場合は、販売事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結手続きを行わなかったとき

(2) 販売事業者が応募参加者としての資格を失ったとき

(3) その他販売事業者が本件契約の相手方として不適当と認められる場合

18 食品販売の手続き等

契約締結後、販売事業者には令和9年1月4日（予定）から販売場所で食品販売業務を開始できるよう、準備を行っていただきます。

19 その他

手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

20 本学事務担当者

公立大学法人横浜市立大学 福浦キャンパス 医学教育推進課 多田

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 3-9

電話：045-787-2505 FAX：045-787-2767

電子メールアドレス：ikyo_keiri@yokohama-cu.ac.jp

21 その他

本募集要項に定めのない事項については、本学と協議の上決定することとします。

別図：販売場所（予定）

福浦キャンパス

